

2025年4月1日

三浦学苑高等学校

総務運営 G

情報管理規程

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、三浦学苑高等学校における情報ネットワークおよび同ネットワークにおける情報の適正かつ能率的な利用を確保することによって、学校の諸活動の円滑な運営および情報の保護に資することを目的とする。

第2条 (定義)

この規程およびこの規程に基づく細則の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

1. 「本校」とは、三浦学苑高等学校をいう。
2. 「本規程等」とは、この規程およびこの規程に基づく細則の総体をいう。
3. 「情報ネットワーク」とは、本校の業務での使用を目的として、本校内、または本校が委託した業者が本校外に有線または無線方式によって敷設されたコンピュータネットワークをいう。ただし、音声通話またはファクシミリのみを目的としたものを含まない。
4. 「情報機器」とは、情報ネットワークと接続状態にある、学校または個人が所有もしくは貸与された情報機器で、第4条に掲げるものをいう。
5. 「機密情報等」とは、本校内で作成された情報であって公になっていないもののうち、その漏洩が本校の運営に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なもの、および個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報をいう。

第3条 (適用範囲等)

第1項 本規程等が適用される場所は、次のとおりとする。

1. 本校敷地内、および部活動を含む課外活動等を行う施設
2. 各種業務、本校が行う教育活動を学校外で行うことが必要になった場合、その施設（前号に掲げる施設を除く）

第2項 本規程等が適用される者は、次のとおりとする。

1. 本校管理職
2. 本校職員
3. 本校生徒および本校保護者
4. 本校と委託契約を持つ業者（情報ネットワークもしくは機密情報等に関するものに限る）

第3項

1. この規程等は、本校との各種契約の成立と同時に各自に適用される。契約の満了、解除後も、機密情報等に関する規定は引き続きその効力を有する。
2. 機密情報等の取り扱いまたは情報発信に関して、本校諸規則に別段の定めがある場合は、それに従う。
3. 情報ネットワークの使用に関して、本校諸規則、本邦法令または本邦において効力を有する

条約に別段の定めがある場合は、それに従う。

第4条 (情報機器の範囲)

第1項 本校が所有または貸与された情報機器の範囲を、次のとおり定める。

1. 職員用貸与パソコン
2. 生徒実習用コンピュータ
3. 貸出用タブレット
4. 外付け記憶媒体
5. その他、次条に定める情報ネットワーク等監理委員会が指定した機器

第2項 個人が所有または貸与された情報機器の範囲を、次のとおり定める。ただし、個人が本校から貸与された情報機器を含まない。

1. コンピュータ
2. タブレット
3. スマートフォン
4. 外付け記憶媒体
5. その他、次条に定める情報ネットワーク等監理委員会が指定した機器

第5条 (運用監理者)

第1項 「最高責任者」は、情報ネットワーク、情報機器および機密情報等に関する最終的な監理を行う者で、学校長がその任を負う。

第2項 「情報ネットワーク等統括責任者」は、次項に定める情報ネットワーク等監理委員会を監督する者で、総務運営グループリーダーがその任を負う。

第3項 「情報ネットワーク等運用責任者」は情報ネットワーク、情報機器および機密情報等に関する適切な運用を確保のための活動を行う者で、情報ネットワーク等統括責任者が任命した者がその任を負う。

第4項 「情報ネットワーク等監理委員会」は、最高責任者、情報ネットワーク等統括責任者、情報ネットワーク等運用責任者で構成されるものである。

第2章 情報ネットワークの使用承認

第6条 (情報ネットワークの使用承認)

第1項 情報ネットワークの使用を開始するときは、あらかじめ情報ネットワーク等監理委員会の承認を受けなければならない。

第2項 前項の承認申請は、情報ネットワーク等監理委員会が定める書式によって行わなければならぬ。ただし、同委員会が特に認めた場合は、その方法による。

第7条 (承認の審査)

情報ネットワーク等監理委員会は、前条による承認請求があったときは、遅滞なく請求者が次の各項のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

第1項 請求者が、第3条第2項に適合していること。

第2項 使用しようとしている情報機器を接続することにより、情報ネットワークの運用および機密情報等の保護に支障を与えないこと。

第3項 第8条に規定する欠格事由がないこと。

第8条 (欠格事由)

次の各項のいずれかに該当する者には、情報ネットワークの使用承認を与えないことがある。

第1項 この規程等に違反し、情報ネットワークの使用を禁止された者。

第2項 自己または他人に利益を与え、または他人に損害を与える目的で、情報ネットワークを使用し、または支障を与えた者。

第3項 機密情報等の保護に支障を与えた者。

第9条 (承認の付与)

情報ネットワーク等監理委員会は、第7条の規定により審査した結果、同条各項に適合していると認めるときは、遅滞なく請求者に対し情報ネットワークの使用承認を与え、ユーザーアカウントを発行しなければならない。

第10条 (承認の期間)

第1項 前条による承認は、本校との各種契約の満了、解除をもって終了する。

第2項 情報ネットワーク等監理委員会は、前項の承認終了に至ったときは、遅滞なくそのユーザーアカウントを停止または削除するものとする。

第11条 (電子メールアカウントへの準用)

第6条から第10条までの規定は、電子メール使用のためのアカウントの申請、承認、付与について準用する。

第12条 (ネットワークの変更)

第1項 情報ネットワークの構成を変更する必要がある場合は、あらかじめ情報ネットワーク等監理委員会の許可を得なければならない。ただし、次項に定める軽微な事項については、この限りでない。

第2項 前項ただし書きの事項は、ネットワーク構成、アドレス体系もしくはセキュリティ設定並びに校外に設置されるサーバに係る設定の変更、または建物内外装工事を伴わないものに限る。

第3項 第1項の許可申請は、情報ネットワーク等監理委員会が定める書式によって行わなければならぬ。

第3章 情報機器

第13条 (情報ネットワーク接続機器)

情報ネットワークに接続する情報機器は、第4条に定めるものに限る。

第14条 (情報機器の技術的条件)

情報ネットワークに接続する情報機器は、次の各項のいずれにも適合するよう努めなければならない。

第1項 法令に定める技術基準に適合していること。

第2項 不正アクセスおよびウィルスに対して対策を施していること。

第15条 (ソフトウェアのアップデート)

情報機器にインストールされているソフトウェアは、その正常な動作を阻害しない限りにおいて、最新の状態を維持するよう努めなければならない。

第16条 (情報機器の購入)

第1項 情報機器を新規に購入しようとするときは、あらかじめ情報ネットワーク等監理委員会に申請しなければならない。

第2項 前項の申請は、情報ネットワーク等監理委員会が定める書式によって行わなければならない。ただし、同委員会が特に認めた場合は、その方法による。

第17条 (申請の審査)

情報ネットワーク等監理委員会は、前条による申請があったときは、遅滞なくその申請が次の各項のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

第1項 その申請に係る情報機器の使用目的が妥当であること。

第2項 当該年度または将来において、導入および運用が可能であること。

第3項 使用しようとしている情報機器を接続することにより、情報ネットワークの運用および機密情報等の保護に支障を与えないこと。

第18条 (学校への具申)

情報ネットワーク等監理委員会は、前条の審査において、必要に応じて、機種選定または予算について、管理職または事務局に意見具申し、助言を求めるものとする。

第19条 (購入手続)

情報ネットワーク等監理委員会は、第 17 条の規定により審査した結果、同条各項に適合していると認めるときは、管理職または事務局から許可された時期に、第 16 条で申請された情報機器の購入手配を行う。

第20条 (ソフトウェアへの準用)

第 16 条から第 19 条までの規定は、ソフトウェアの購入について準用する。ただし、第 18 条の購入手配については、情報ネットワーク等監理委員会が認めた場合は、申請者において購入手配を行うことがある。

第21条 (情報機器の修理)

本校所有の情報機器に不具合が発見された場合は、発見者は、情報ネットワーク等監理委員会が定める手続により、速やかに同委員会に届け出なければならない。

第22条 (情報機器の修理手配)

情報ネットワーク等監理委員会は、前条による届け出があった場合、速やかに不具合の原因を調査し、必要に応じて修理の手続きを開始するものとする。

第4章 運用

第1節 通則

第23条 (目的外使用の禁止等)

情報ネットワークを使用する者は、その適正な運用を確保するために、次の各項の規定を遵守しなければならない。

第1項 機密情報等を取り扱うときは、その保護に関し、最善の措置をとること。

第2項 正当な理由なく、政治活動、宗教活動および商業活動を行わないこと。

第3項 正当な理由なく、公序良俗に反する情報および人権侵害につながる情報を取り扱わないこと。

第4項 不正アクセスやウィルス感染につながる操作を行わないこと。

第5項 正当な理由なく、本校所有の情報機器の設定を変更しないこと。

第6項 本校所有の情報機器を、校務遂行または教育活動以外の目的で使用しないこと。

第7項 情報ネットワーク等監理委員会の許可を得ず、本校所有の情報機器を本校敷地外に持ち出さないこと。

第24条 (インターネットの利用)

インターネットの利用目的は、次の各項によるものとする。

第1項 校務遂行上必要な情報の送受信、検索および収集をするとき。

第2項 授業またはその準備その他教育活動に必要な情報の送受信、検索および収集をするとき。

第3項 その他、情報ネットワーク等監理委員会が必要と認めるとき。

第25条 (情報の保護)

何人も、本校諸規則、本邦法令または本邦において効力を有する条約に別段の定めがある場合を除くほか、次の行為をしてはならない。

第1項 機密情報等の存在もしくは内容を漏らし、またはこれを窃用すること。

第2項 特定の相手方に対して行われる通信を傍受してその存在もしくは内容を漏らし、またはこれを窃用すること。

第3項 その他、職務上知りえた秘密の存在もしくは内容を漏らし、またはこれを窃用すること。

第26条 (セキュリティの確保)

情報ネットワークに接続する情報機器は、情報セキュリティの確保のため、次の各項に掲げる行為をしてはならない。

第1項 不正アクセスおよびウィルスに対して施された対策を無効化し、または設定されたセキュリティレベルをみだりに低下させること。

第2項 機密情報等が記録された記憶媒体を、公衆用情報機器（一般公衆の利用に供する目的で、インターネットカフェやホテル、空港等に設置された情報機器をいう）で読み出し、書き込みを行うこと。

第3項 本校利用システムに、セキュリティ強化対策(2段階認証など)を行っていないアカウントの利用をしてログインを行うこと。

第4項 情報機器を、不特定の者がみだりに操作できる状態で放置すること。

第27条 (貸与の禁止等)

何人も、正当な理由なく、自己が使用する情報機器またはアカウントを他人に貸与してはならない。またアカウントは、本人以外が容易にその内容を知ることができないように管理しなければならない。

第28条 (個人所有情報機器の取り扱い)

個人が所有または貸与された情報機器（学校から個人に貸与されたものを除く）は、学校業務に使用する場合を除き、学校の電源設備に接続し、または他の情報機器に充電の目的で接続してはならない。ただし、授業等教育活動に直接支障が発生する場合、または情報ネットワーク等監理委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

第29条 (不正アクセス等への対処)

第1項 何人も、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに情報ネットワーク等監理委員会に届け出なければならない。

1. 機密情報等の漏洩を認め、またはその疑いがあるとき。あるいはこれを記録した記憶媒体の紛失または盗難を認めたとき。
2. 情報ネットワークまたは情報機器に対する、不正アクセスまたはウィルス感染を認め、またはその疑いがあるとき。この場合、届出者は、当該の情報機器を直ちに情報ネットワークから物理的に切り離さなければならない。

第2項 情報ネットワーク等監理委員会は、前項の届出があった場合、その届出が事実であると認めた場合、直ちに情報ネットワーク等統括責任者を通じて最高責任者にその状況を報告しなければならない。

第3項 最高責任者は、前項の報告があった場合、直ちに情報ネットワーク等統括責任者および情報ネットワーク等監理委員会を指揮し、不正アクセスまたはウィルス感染に対して、その排除に関し、最善の措置を取らなければならない。

第2節 電子メール

第30条 (適用範囲)

本節において、電子メールに対する適用範囲は、次に掲げるものとする。

第1項 学校アドレス (miura.ed.jp) により送信される電子メール

第2項 前項に準じる使用に供される学校アドレス以外により送信される電子メール

第31条 (電子メールの利用目的)

電子メールの使用目的、通信の相手方および通信事項は、職務上または教育活動上必要な範囲内のものに限る。

第32条 (電子メールのセキュリティ保護)

電子メールを使用する者は、その適正な運用を確保するために、次の各項の規定を順守しなければならない。

第1項 HTML 形式またはバイナリ形式の電子メールをみだりに読み出さないこと。

第2項 心当たりのない送信元からの電子メールをみだりに読みださないこと。

第3項 情報ネットワーク等監理委員会の許可を得ず、送信先リストを所持しないメーリングリストに投稿しないこと。

第33条

電子メールの送信者は、電子メールの一斉配信に際し、受信者相互間で送信先アドレスが容易に知られることのないようにしなければならない。

第3節 本校公式Webサイト

第34条 (セキュリティの確保)

本校公式Webサイトの委託業者は、機密情報等の保護のため、受託にあたっては次の各項に掲げる仕様を確保しなければならない。

第1項 厳重に管理されたデータセンター内においてサーバを設置、運用すること。

第2項 サーバとの接続にあたっては、送受信データの暗号化処理を行うこと。

第35条 (コンテンツの管理)

第1項 本校公式Webサイトに掲載されるコンテンツの管理は、本校入試広報委員会に委託する。

第2項 本校公式Webサイトに掲載されるコンテンツは、次の各項に定めるものとする。

1. 災害等安全確保のための緊急連絡
2. 学校の広報業務に関する事項
3. 前項または学年単位での行事等のお知らせ
4. その他、本校が必要と認める事項

第5節 統合型校務支援システム

第36条 (適用範囲)

本節において、校務支援システムに対する適用範囲は、次に掲げるものとする。

統合型校務支援システム BLEND

第37条 (統合型校務支援システムBLENDの利用目的)

統合型校務支援システムの使用目的、通信の相手方および通信事項は、職務上または教育活動上必要な範囲内のものに限る。

第38条 (統合型校務支援システムのセキュリティ保護)

統合型校務支援システムを使用する者は、その適正な運用を確保するために、次の各項の規定を順守しなければならない。

第1項 統合型校務支援システムで出力されたデータを不特定多数がアクセス可能な端末上に保存しないこと。

第2項 統合型校務支援システム上で出力されたデータを第三者と共有しないこと。

第3項 情報ネットワーク等監理委員会の許可を得ず、統合型校務支援システムの設定を変更しないこと。

第6節 授業における使用

第39条 (コンピュータ室等の利用)

第1項 コンピュータ室に配置されたコンピュータまたは貸与者を固定しない本校所有の情報機器（以下「コンピュータ室等機器」という）を用いて教育活動を行う者およびこれに参加する生徒は、本規程等のほか、情報ネットワーク等監理委員会が定める利用手引きに従わなければならぬ。

第2項 コンピュータ室等機器を利用した者は、その使用終了の際は、その機器について原状復帰をしなければならない。

第5章 監督

第40条 (ネットワーク等の監視)

情報ネットワーク等監理委員会は、情報ネットワーク、電子メールを適正に運用管理するために、必要と認める限度においてその利用を監視することができる。

第41条 (生徒利用の監視)

教育活動を行う者は、自己が直接行う教育活動の範囲内に限り、生徒が使用する情報機器を適正に運用管理するために、必要と認める限度においてその利用を監視することができる。

第42条 (生徒への指導)

情報ネットワーク等監理委員会または教育活動を行う者は、生徒の情報ネットワークまたは情報機器の不適正な使用を認めたときは、遅滞なくこれを是正するよう指導または助言を行うものとする。

第43条 (解釈の方法の制限)

第40条から第42条の規定は、本規程等に違反する行為の検査のために認められたものと解釈してはならない。

第44条 (使用制限)

第1項 情報ネットワーク等監理委員会は、情報ネットワークまたは情報機器の運用管理上、必要と認める限りにおいて、その使用を制限することができる。

第2項 情報ネットワーク等監理委員会は、本規程等の運用上（第46条から第48条に係るもの）を除く）、必要と認める限りにおいて、情報ネットワークまたは情報機器の使用を制限することができる。

第3項 情報ネットワーク等監理委員会は、情報ネットワークまたは本規程等の運用上（第46条から第48条に係るもの）を除く）、必要と認める限りにおいて、第30条に定める電子メールの使用を制限することができる。

第45条 (免責事項)

第1項 何人も、コンピュータ室機器等に記録されたデータの内容が失われ、または破損されても、その補償をしない。

第2項 何人も、情報ネットワークまたは情報機器を用いることで発生した事項について、その補償を

しない。

第46条 (使用承認の停止)

次の各項に該当する者は、その使用承認を取り消され、その後情報ネットワークおよび情報機器の使用を禁止される。

第1項 情報ネットワークまたは情報機器に損害を与える目的で、これらを使用した者

第2項 情報ネットワークまたは情報機器に損害を与える目的で、これらに不正にアクセスし、またはウィルス感染を行い、あるいはこれを行わせた者

第3項 本校の業務運営を妨害する目的で機密情報等を漏洩させた者

第4項 本規程等の違反行為を繰り返し行う者であって、改善の余地が見込めない者

第5項 その他、情報ネットワーク等監理委員会が該当すると認めた者

第47条 (使用承認の制限)

次の各項に該当する者（第44条または第45条に該当する場合を除く）は、その使用承認を停止され、または制限されることがある。

第1項 前条各項（第4項を除く）の未遂

第2項 ウィルス感染を行い、または行わせた者

第3項 本規程等に違反して電子メールを使用した者

第4項 本規程等の違反行為を繰り返し行う者

第5項 その他、情報ネットワーク等監理委員会が該当すると認めた者

第48条 (学校への具申)

第1項 情報ネットワーク等監理委員会は、第46条または第47条の適用（生徒に関するものを除く）にあたり、管理職に意見具申し、助言を求めるものとする。

第2項 情報ネットワーク等監理委員会は、前項において、必要に応じ、その対応を管理職に委任しなければならない。

第3項 情報ネットワーク等監理委員会は、生徒への第46条または第47条の適用にあたり、管理職および生徒支援グループに意見具申し、助言を求めるものとする。

第4項 情報ネットワーク等監理委員会は、前項において、必要に応じ、その対応を生徒支援グループに委任しなければならない。

附則

1. この規程は、2020年4月1日から施行する。
2. この規程は、2022年4月1日から施行する。（一部変更）
3. この規程は、2023年4月1日から施行する。（一部変更・削除）
4. この規程は、2025年4月1日から施行する。（一部変更）